

〔参考資料〕 兵庫県教員資質向上指標に基づくキャリアステージごとの期待される取組例

令和4年1月改定

| 兵庫県教員資質向上指標  |    |   |   | 指標に基づく期待される取組例  |      |      |  |
|--|----|---|---|---|------|------|--|
| 高度情報化、グローバル化が急速に進展する中、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるよう「兵庫が育む ころ豊かで自立する人づくり」[未来への道を切り拓く力]の育成の一の基本理念のもと、ひよご教育創造プランの実現に取り組んでいく。<br>教員としての資質<br>○教育に対する情熱・使命感をもち、児童生徒に愛情をもって接することができる。<br>○教養、社会性、コミュニケーション力、想像力等の総合的な人間性を備えている。<br>○高い倫理観と規範意識をもち、自らの人権感覚を高めることができる。<br>○児童生徒、保護者や地域の方々との公正・公平な立場で対応することができる。<br>○常に学び続ける姿勢をもち、新たな課題へ挑戦することができる。 |    |   |   | キャリアステージ<br>【第1期】採用～5年目<br>実践的な指導力を伸ばす。<br>【第2期】6年目～20年目<br>職務に応じて専門性を伸ばす。<br>【第3期】21年目以降<br>より高い力を身に付け後進の育成に生かす。 |      |      |  |
| 分野   | 資質 | 教員としての資質の向上に関する指標   |   | 教諭  | 養護教諭 | 栄養教諭 | 主幹教諭   |
| 教育課題への対応   | 1  | 未来への道を切り拓く力を育むため、発達段階に応じて兵庫県体験教育を実践することができる。                                  | ○ | ○   | ○    |      |  |
|  | 2  | 国際社会で活躍する意欲や態度を育成するなど、グローバル化に対応した教育を実践することができる。                               | ○ | ○   | ○    |      |  |
|  | 3  | 児童生徒に対して、伝統や文化を尊重し、ふるさと兵庫を愛する態度を養うことができる。                                     | ○ | ○   | ○    |      |  |
|  | 4  | 「参画と協働」が拓く兵庫の未来 等の指導事例集や副教材を活用し、児童生徒の政治的教養を高め、主体的に社会へ参画し協働しようとする態度を養うことができる。  | ○ | ○   | ○    |      |  |
|  | 5  | Society5.0時代を生きていく児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力を育成するための指導を行うことができる。                    | ○ | ○   | ○    |      |  |
|  | 6  | 震災の教訓と経験を継承し、生命に対する畏敬の念や助け合いボランティア精神等共生の心を育む兵庫の防災教育を推進することができる。               | ○ | ○   | ○    |      |  |
|  | 7  | 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育に取り組むことができる。                              | ○ | ○   | ○    |      |  |
|  | 8  | 幼小中高大の新たな接続・連携に伴う変化に対応し、さらなる充実をめざした取組を行うことができる。                               | ○ | ○   | ○    |      |  |
|  | 9  | 部活動において安全に配慮しながら生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育てることができる【中高】                            | ○ | ○   | ○    |      |  |
| 授業実践力・授業改善力  | 10 | 学校教育目標や児童生徒の実態を踏まえた年間指導計画を作成し、計画的に授業を進めることができる。                               | ○ |   |      |      | 学校教育目標や児童生徒の実態を踏まえた年間指導計画を作成し、計画的に授業を進めることができる。                                      |
|  | 11 | 学習指導要領の目標や内容に基づき児童生徒の実態に応じた授業を設計することができる。                                     | ○ |   |      |      | 学習指導要領の目標や内容に基づき、児童生徒の実態に応じた授業を設計することができる。   |
|  | 12 | 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりに取り組むことができる。  | ○ |   |      |      | 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりに取り組むことができる。   |
|  | 13 | 評価規準等に基づき児童生徒の学習状況を把握・評価し、指導方法の改善につなげることができる。                                 | ○ |   |      |      | 評価規準等に基づき、児童生徒の学習状況を把握・評価し、指導方法の改善につなげることができる。                                       |
|  | 14 | 教科書及び兵庫県道徳教育副読本等を用いて他者や自己との対話により自己の生き方や人間としての生き方についてさらに考えを深める道徳の授業を実践できる【小・中】 | ○ |   |      |      | 教科書及び「兵庫県道徳教育副読本」等を用いて、他者や自己との「対話」により、自己の生き方や人間としての生き方についてさらに考えを深める道徳の授業を実践できる。【小・中】 |
|  | 15 | 個別学習や協働学習等、様々な場面にに応じて効果的にICTを活用することができる。                                      | ○ |   |      |      | 個別学習や協働学習等、様々な場面にに応じて、効果的にICTを活用することができる。  |
|  | 16 | 豊かなスポーツライフを継続する資質能力の育成をめざし、児童生徒が主体的に体力・運動能力向上を図る態度を育てることができる【小・中高(保体)】        | ○ |   |      |      | 豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成をめざし、児童生徒が主体的に体力・運動能力向上を図る態度を育てることができる。【小・中高(保体)】             |
|  | 17 | 特別な配慮を必要とする児童生徒の学びの過程において生じる困難さに対応できる。  | ○ |   |      |      | 特別な配慮を必要とする児童生徒の学びの過程において生じる困難さに対応できる。   |
| 専門性探究力   | 18 | 児童生徒や地域の実態に応じた教材を開発し、効果的なカリキュラムを編成することができる。                                   | ○ |   |      |      | 児童生徒や地域の実態の把握、教材研究の充実  |
|  | 19 | 全国学力・学習状況調査結果等自校の課題を分析し、組織的体系的な学力向上の取組ができる。                                   | ○ |   |      | ◎    | 教科担当や学級担任・ホームルーム担任としての課題改善に向けた取組   |
|  | 20 | 自らの適性や課題に応じた研究・研修に努め、職務や教科等の専門的知識や技能の向上を図ることができる。                             | ○ | ○   | ○    |      | 自らの適性や課題に応じた研究・研修に努め、職務や教科等の専門的知識や技能の向上を図ることができる。                                    |

※1 教諭・養護教諭・栄養教諭の○は、関係する職種である。  
 ※3 【】は、対象とする校種・特別支援学校の学部や教科である。

※2 主幹教諭の◎は、主幹教諭に、より求められる指標である。

| 分野               | 資質           | 教員としての資質の向上に関する指標                             |   |   |   | 【第1期】取組例 | 【第2期】取組例                                      | 【第3期】取組例  |   |  |
|------------------|--------------|---|---|---|---|----------|---|---|---|--|
| 学級・ホームルーム経営・生徒指導 | 集団を高める力      | 21  | 生命の尊厳を基盤に、自他の人権を守り様々な人権課題を解決しようとする実践的な行動力を育成することができる。                     | ○ | ○ | ○        | ◎   | 生命の尊厳を基盤に、自他の人権を守り、様々な人権課題を解決しようとする実践的な行動力を育成することができる。                      | 自他の人権を守るための実践的行動力を育成する取組の継続                                   | 他の教員への支援・助言                                      |
|                  |              | 22  | 体験活動や実践活動を通して児童生徒の道徳性の育成に努めている。   | ○ | ○ | ○        | ○   | 体験活動や実践活動を通して、児童生徒の道徳性の育成に努めている。  | 学級・ホームルームにおける自立心や自律性を育てる活動の実践                                 | 学校の教育活動全体を通じた自立心や自律性を育てる道徳教育に関する他の教員への支援・助言      |
|                  |              | 23  | いじめ不登校などの教育課題の緊急性や重要性を理解しその予防・解決に取り組むことができる。                              | ○ | ○ | ○        | ◎   | いじめ、不登校などの教育課題の緊急性や重要性を理解し、その予防・解決に取り組むことができる。                              | 職務に応じた組織的対応   | 組織的対応の中心的役割                                      |
|                  |              | 24  | 学年・学級目標の実現に向け学級経営案やホームルーム計画の立案・実行改善ができ児童生徒が安心して過ごせる学級づくりに取り組むことができる。      | ○ | ○ | ○        | ○   | 学年・学級目標の実現に向け、学級経営案やホームルーム計画の立案・実行改善ができ、児童生徒が安心して過ごせる学級づくりに取り組むことができる。      | 学校教育目標に基づいた学年・学級目標の作成<br>多様な他者と協働するような自主的・実践的な集団活動の実践         | 他の教員への指導助言                                       |
|                  | 一人一人の能力を高める力 | 25  | 児童生徒との適切な距離を保ちながら生活背景や内面の理解に努め、カウンセリングマインドとストレスマネジメントに基づく指導を行うことができる。     | ○ | ○ | ○        | ○   | 児童生徒との適切な距離を保ちながら、生活背景や内面の理解に努め、カウンセリングマインドとストレスマネジメントに基づく指導を行うことができる。      | 受容・共感等カウンセリングマインドの基本的な姿勢や技能の習得と実践                             | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター等との連携の推進  |
|                  |              | 26  | 社会的・職業的自立に向け体系的・系統的なキャリア教育に取り組むことができる。                                    | ○ | ○ | ○        | ◎   | 社会的・職業的自立に向け、体系的・系統的なキャリア教育に取り組むことができる。                                     | 兵庫版「キャリア・パスポート」やキャリアノートの効果的な活用<br>学校や地域の実情に応じた教科等横断的な指導計画の作成  | 学校全体でのキャリア教育の推進の中心的役割                            |
|                  |              | 27  | 児童生徒の意欲や適性を考慮し、家庭と連携した進路指導に取り組むことができる。                                    | ○ | ○ | ○        | ◎   | 児童生徒の一人一人の意欲や適性の把握<br>家庭との信頼関係の構築   | 児童生徒の意欲や適性を考慮し、家庭と連携した進路指導に取り組むことができる。                        | 組織的かつ計画的な進路指導に関する他の教員への支援・助言                     |
|                  |              | 28  | 保護者や関係機関と連携を図りながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成できる。                                | ○ | ○ | ○        | ○   | 保護者や関係機関と連携を図りながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成できる。                                  | 児童生徒一人一人の特性や心身の状況の多面的な把握<br>家庭と連携した進路指導                       | 組織的取組の中心的役割                                      |
|                  |              | 29  | 学校や児童生徒の健康課題を的確に捉え、それを解決するための保健教育や保健指導ができる。                               | ○ | ○ | ○        | ○   | 学校や児童生徒の健康課題を的確に捉え、それを解決するための保健教育や保健指導ができる。                                 | 発達段階に応じた、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育や性に関する指導                               | 組織的・協動的な取組の推進                                    |
|                  |              | 30  | 偏食傾向や肥満傾向、食物アレルギー等の健康課題を抱える児童生徒に対し、個別の相談指導ができる。                           | ○ | ○ | ○        | ○   | 偏食傾向や肥満傾向、食物アレルギー等の健康課題を抱える児童生徒に対し、個別の相談指導ができる。                             | アレルギー疾患等を有する児童生徒の自己管理能力を育成する指導                                | 組織的な食育や健康教育の推進                                   |
| 学校教育目標達成に向けた基盤形成 | 協働性・向僚性      | 31  | 「教員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき児童生徒と向き合う時間の確保とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、計画的に仕事を進めることができる。 | ○ | ○ | ○        | ◎   | 「教員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき、児童生徒と向き合う時間の確保と、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、計画的に仕事を進めることができる。 | 統合型校務支援システムの活用等による、校務の効率的な遂行                                  | 学校の働き方改革の率先垂範・組織的推進                              |
|                  |              | 32  | 児童生徒への指導等に関して、同僚・先輩や管理職等に相談し、指導に生かすことができる。                                | ○ | ○ | ○        | ○   | 児童生徒への指導等に関して、同僚・先輩や管理職等に相談し、指導に生かすことができる。                                  | 同僚・先輩や管理職の支援・助言に耳を傾ける謙虚さ<br>学年・学校の分掌の要の立場からの支援・助言             | 他の教員への支援・助言<br>組織的・協動的な取組の推進                     |
|                  |              | 33  | 豊富な知識や経験を基に、若手教員に対し個性や特性に応じて支援するとともに、同僚と協働して学校の課題に取り組むことができる。             | ○ | ○ | ○        | ○   | 組織の一員としての自覚<br>同僚や管理職への報告・連絡・相談   | 豊富な知識や経験を基に、若手教員に対し個性や特性に応じて支援するとともに、同僚と協働して学校の課題に取り組むことができる。 | 学校の課題や他の教員からの相談等に関する、「チーム学校」の視点に立った協動的な取組の推進     |
|                  | 組織的対応力       | 34  | 学年・学校内の共通理解を図り、家庭・地域・関係機関等と連携して取り組むことができる。                                | ○ | ○ | ○        | ◎   | 組織の一員としての自覚<br>他者への敬意   | 学年・学校内の共通理解を図り、家庭・地域・関係機関等と連携して取り組むことができる。                    | 家庭や関係機関との個人情報に配慮した情報共有<br>地域との連携・協働の組織的推進        |
|                  |              | 35  | 学校教育目標の達成に向け主体的・積極的に学校運営に参画することができる。                                      | ○ | ○ | ○        | ◎   | 学校教育目標の達成に向けた校務分掌の遂行  | 学校教育目標の達成に向け、主体的・積極的に学校運営に参画することができる。                         | 学校教育目標の達成に向けた組織的・協動的な取組の推進                       |
|                  |              | 36  | 校内における自分の役割を認識し、校務分掌を的確かつ効率的に遂行できる。                                       | ○ | ○ | ○        | ○   | 校内における自分の役割を認識し、校務分掌を的確かつ効率的に遂行できる。   | 学年・学校の分掌の要としての主体的・積極的な校務分掌の遂行                                 | 学校教育目標の達成に向けた協動的な組織づくりの推進                        |
|                  |              | 37  | 保護者や地域社会と連携し、開かれた学校づくりを推進することができる。  | ○ | ○ | ○        | ◎   | 保護者や地域社会に向けた、学級・ホームルーム活動や部活動等の積極的な情報発信                                      | 保護者や地域社会と連携し、開かれた学校づくりを推進することができる。                            | めざすべき子ども像や教育のビジョンの保護者や地域との共有<br>地域学校協働活動の推進      |
|                  |              | 38  | 各校の情報セキュリティ実施手順等に基づき、校内の情報を適切に管理し、取り扱うことができる。                             | ○ | ○ | ○        | ◎   | 各校の情報セキュリティ実施手順等に基づき、校内の情報を適切に管理し、取り扱うことができる。                               | 法令を遵守し、校内ルールに基づいた情報資産の適正管理                                    | 他の教員への支援・助言                                      |
|                  |              | 39  | 学校安全のための危機管理を理解し、事件や事故トラブルに適切に対応することができる。                                 | ○ | ○ | ○        | ◎   | 学校安全のための危機管理を理解し、事件や事故、トラブルに適切に対応することができる。                                  | 訓練等を通じた、各自の役割に応じた危機管理マニュアルの点検・改善                              | 必要に応じた危機管理マニュアルや学校安全計画等の組織的改善                    |
|                  |              | 40  | 学校教育目標や学校保健目標の具現化を図るため、学校医・関係機関等と連携した保健室経営ができる。                           | ○ | ○ | ○        | ○   | 円滑な保健室経営  | 学校教育目標や学校保健目標の具現化を図るため、学校医・関係機関等と連携した保健室経営ができる。               | 学校保健の中核としてのコーディネーター的役割<br>教育活動全体を通じた健康教育や安全教育の推進 |
|                  |              | 41  | 栄養管理や衛生管理等の学校給食の管理と食に関する指導との一体的な展開を行うことができる。                              | ○ | ○ | ○        | ○   | 栄養管理や衛生管理等の学校給食の管理と、食に関する指導との一体的な展開を行うことができる。                               | 学校や地域の実情に応じた食育の推進に関する実践                                       | 家庭や地域と連携し、学校の教育活動全体を通じた食育の組織的推進の中心的役割            |
| 資質を高める自律性        | 42           | 日頃から、ストレスマネジメントに努めるとともに、教員として自覚ある行動をとることができる。 | ○   | ○ | ○ | ○        | 日頃から、ストレスマネジメントに努めるとともに、教員として自覚ある行動をとることができる。 | 教職員研修資料（「NO!体罰」「ハラスメントのない学校に」）のチェック表等を活用した自己点検の実施                           | 教員としての行動に関する示範<br>他の教員への支援・助言                                 |  |
|                  | 43           | 適切な言動を心がけ、児童生徒や保護者等からの信頼確保に努めている。             | ○   | ○ | ○ | ○        | 適切な言動を心がけ、児童生徒や保護者等からの信頼確保に努めている。             | 教育公務員として模範となるマナーや身だしなみ、態度の習得  | 教育公務員としてのマナーや身だしなみ、態度に関する他の教員への助言                             |  |
|                  | 44           | 日々の実践等を振り返り、自らの教育活動の工夫・改善に努めている。              | ○   | ○ | ○ | ○        | 日々の実践等を振り返り、自らの教育活動の工夫・改善に努めている。              | 研修への積極的な参加<br>自らの課題についての継続的な研鑽  | 他の教員の実践への支援   |  |